

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、申立期間の妻の保険料が納付済みとされているのに私の保険料が未納とされていることに納得がいかないため、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月21日に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）、及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、その直後の同年11月28日に、40年3月から48年3月までの国民年金保険料が特例納付されており、同時に50年4月から同年12月までの保険料が現年度納付されていることが確認できる。

また、A市では、申立期間当時、国民年金保険料の現年度納付書及び特例納付書の発行だけでなく、過年度納付書も発行していたと回答していることから、申立人に対して、特例納付書及び現年度納付書とともに過年度納付書も発行されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金加入期間に係る国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられることから、過年度納付書の発行を受けながら未納のままにしておくとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により、保険料を納付することができなかったと考えられ、過年度納付書とし

て発行されたのは、同年 10 月から 50 年 3 月までの期間に係るものであったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年10月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで
③ 昭和57年1月から同年3月まで

私は、国民年金加入期間中は国民年金保険料の未納が無いよう納付してきたので、申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は6か月、申立期間③は3か月と短期間である上、昭和52年11月から61年3月までの期間は国民年金に任意加入し、付加保険料も納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間③については、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和57年12月17日に、56年10月から57年3月までの過年度納付書が発行されていることが確認でき、このうち56年10月から同年12月までの期間が納付済みであることから、当該期間を未納のままとしていたとは考え難い。

さらに、申立期間②については、その前後の期間の保険料が納付済みである上、その直前の期間の保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人は保険料が未納にならないよう注意を払いながら納付していた事情がうかがえ、当該期間の保険料が納付されなかったとは考え難い。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記

号番号は昭和 52 年 12 月 27 日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）よれば、申立人は昭和 52 年 11 月 4 日に任意加入により新規に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」の欄にも「昭和 52 年 11 月 4 日」と記載されていることから、申立期間①は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年3月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和40年3月にC社（現在は、B社）本社に入社し、同年10月A社D支店に異動、翌年の41年3月には同社E事業所に異動になり、同年6月にF社（現在は、B社）G支店に異動するまで引き続き勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録をみると、昭和41年3月20日から同年4月1日までの期間は記録が途切れているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している社員身上勤務記録表、雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和41年3月20日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和41年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年6月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月16日から59年11月1日まで
A社に勤務した厚生年金保険加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、加入記録は見当たらないとの回答をもらった。
私は昭和58年2月16日から59年11月1日までA社が経営する事業所の営業担当として勤務していた。妻と同じ期間に勤務していたにもかかわらず、妻には一部厚生年金保険の加入記録があり、私に無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言、及び昭和58年8月末日にA社を退職した同僚が、申立人夫婦が勤務していたことを記憶していることから、同年8月には、申立人がA社の経営する事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人及び同僚の証言から、申立人を除き、当該事業所で営業を担当していた4人のうち、3か月で退職した者を除く3人は、いずれもA社において厚生年金保険に加入しているが、昭和57年9月1日からA社で加入記録がある取締役1人を除き、2人は試用期間を有しており、当該試用期間を経過した後に厚生年金保険に加入し、その期間は最長で10か月程度認められることから、申立人は、少なくとも58年8月には勤務し、当該試用期間である10か月が経過した後の59年6月1日には厚生年金保険に加入していたものと推認できる。

さらに、事業主は、申立人夫婦を一緒に採用し、申立人夫婦は一緒に退職している旨証言している上、厚生年金保険の届出については、「総務の手續に参与していないため分からないが、申立人についても、他の社員と同様に適正に行っていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、営業を担当していた複数の同僚の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 59 年 6 月から同年 10 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月 16 日から 59 年 6 月 1 日までの期間については、58 年 8 月以前に申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人及び同僚の証言から、営業担当者には、最長で 10 か月程度の試用期間があり、その後厚生年金保険に加入していることが認められることから、申立人においても勤務していたことが推認できる昭和 58 年 8 月から、その 10 か月後の 59 年 6 月 1 日までは試用期間と考えられ、当該期間は厚生年金保険には加入していなかったものと推認される。

さらに、A 社は既に解散している上、事業主は、「会社が倒産したため資料は無い。」としていることから、当該期間の勤務実態を確認できる関連資料等は見当たらない。

このほか、申立人の昭和 58 年 2 月 16 日から 59 年 6 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 58 年 2 月 16 日から 59 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 58 年 12 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 16 日から 59 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、加入期間は昭和 59 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までとの回答をもらった。

私は昭和 58 年 2 月 16 日から A 社が経営する事業所に内勤職員として勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言、及び昭和 58 年 8 月末日に A 社を退職した同僚が、申立人夫婦が勤務していたことを記憶していることから、同年 8 月には、申立人が A 社の経営する事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人と同じ業務をしていたとして申立人が記憶している同僚二人に照会したところ、回答のあった一人からは、試用期間に関する具体的な証言は得られなかったが、当該事業所の内勤職員について、入社した時期と厚生年金保険の加入時期を調査したところ、4 か月程度の試用期間が認められ、当該試用期間が経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、少なくとも昭和 58 年 8 月には勤務し、試用期間 4 か月が経過した後の同年 12 月 1 日には、厚生年金保険に加入

していたものと推認できる。

さらに、事業主は、申立人夫婦と一緒に採用し、申立人夫婦と一緒に退職している旨証言している上、厚生年金保険の届出については、「総務の手続に関与していないため分からないが、申立人についても、他の社員と同様に適正に行っていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における昭和 59 年 7 月のオンライン記録から 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同年 8 月以前に申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、当該事業所の内勤職員については、4 か月程度の試用期間が認められることから、申立人においても勤務していたことが推認できる昭和 58 年 8 月から、その 4 か月後の同年 12 月 1 日までは試用期間と考えられ、当該期間は厚生年金保険には加入していなかったものと推認される。

さらに、A 社は既に解散している上、事業主は、「会社が倒産したため資料は無い。」としていることから、当該期間の勤務実態を確認できる関連資料等は見当たらない。

このほか、申立人の昭和 58 年 2 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所（現在は、B事業所）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年4月1日）及び資格取得日（昭和39年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和37年4月から同年9月までは1万円、同年10月から38年9月までは1万2,000円、同年10月から39年7月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月1日から39年8月1日まで

私は、昭和31年4月から41年1月まで、A事業所に勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は37年1月1日から同年4月1日までと、39年8月1日から41年2月1日までとなっており、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。31年4月から36年12月までの期間は、厚生年金保険に加入していなかったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A事業所において昭和37年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月1日に資格を喪失後、39年8月1日にA事業所において再度資格を取得しており、37年4月から39年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B事業所から提出された人事記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所は、申立人が、昭和31年4月1日から41年1月31日

までA事業所に勤務していたことは間違いなく、途中で厚生年金保険に未加入ということは考えにくい旨回答している。

さらに、当時の同僚は、申立人は、申立期間中に退職したことは無かったと思う旨証言している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が確認できる 26 人のうち、申立人以外の者は、厚生年金保険の被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が記録していた申立期間当時の給与月額並びに申立人に係るA事業所における昭和 37 年 1 月及び複数の同僚の社会保険事務所の記録から、同年 4 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 38 年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 39 年 7 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 4 月から 39 年 7 月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和36年9月1日、資格喪失日は38年8月31日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年9月から37年4月までは1万8,000円、同年5月から同年7月までは3万3,000円、同年8月は1万4,000円、同年9月及び同年10月は2万円、同年11月から38年4月までは2万4,000円、同年5月から同年7月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月ごろから38年9月ごろまで
私は、A社が所有していた船舶Bに甲板員や機関員として乗船した。船員手帳は紛失し、所持していないが船員保険に加入していたはずなので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が所有していた船舶Bに乗船していたとする同僚は、「船舶Bに申立人と同じころから乗船したと思う。」とし、この同僚の当該船舶所有者における船員保険被保険者資格の取得日は昭和36年9月1日となっているとともに、別の同僚は、「申立人は、私の後から乗船し、同じころまで乗船していたと思う。」とし、この同僚の同資格の喪失日は38年8月31日となっていることから、当該期間に申立人が、船舶Bに乗船していたことが推認できる。

また、船舶所有者A社の船員保険被保険者名簿によると、申立人と氏名が一字相違し、生年月日が相違する者（「C氏」。昭和12年*月*日生まれ。）が、昭和36年9月1日に船員保険被保険者資格を取得し、38年8月31日に同資格を喪失した記録が確認できるが、上記同僚の証言により推認できる申立人の船員保険被保険者期間と、同名簿における「C氏」の船員保険被保険者期間は一致する。

さらに、同僚は、「申立人の氏名と一字違いの者は乗船していなかった。『C氏』という氏名の者はいなかった。」としている上、複数の同僚は、申立人のことは記憶しているが、「C氏」について、明確に記憶している同僚は見当たらない。

加えて、上記名簿によると、被保険者証記号番号*「C氏」の生年月日が、1つ上の記号番号*の者の生年月日と同じであることから、誤って生年月日を記載したことが考えられる上、上記名簿における「C氏」の備考には「37・7・1 ㊦」の記載が確認でき、申立人に係る戸籍謄本によると、婚姻日は昭和 37 年 6 月*日であることから、婚姻日の1か月後に被扶養者の届出をしたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると考えられ、事業主は、申立人が昭和 36 年 9 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得し、38 年 8 月 31 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記名簿の「C氏」の記録から、昭和 36 年 9 月から 37 年 4 月までは 1 万 8,000 円、同年 5 月から同年 7 月までは 3 万 3,000 円、同年 8 月は 1 万 4,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 2 万円、同年 11 月から 38 年 4 月までは 2 万 4,000 円、同年 5 月から同年 7 月までは 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月ごろから同年 9 月 1 日までの期間及び 38 年 8 月 31 日から同年 9 月ごろまでの期間については、同僚からも申立人が船舶 B に乗船していたことや保険料控除等について具体的な証言を得ることができなかった。

また、上記名簿において、昭和 36 年 7 月から同年 9 月 1 日までの期間に船員保険被保険者資格を取得している者は無く、申立人は、下船時期について、「昭和 38 年 8 月末ごろか 9 月ごろだった。」としていることから乗船期間についての記憶が定かではない。

さらに、当該事業所は既に破産宣告を受けている上、申立期間当時の代表取締役は他界しており事情を聴取できないため、申立期間当時の船員保険の加入状況等を確認できない。

このほか、申立人が昭和 36 年 7 月ごろから同年 9 月 1 日までの期間及び 38 年 8 月 31 日から同年 9 月ごろまでの期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として昭和 36 年 7 月ごろから同年 9 月 1 日までの期間及び 38 年 8 月 31 日から同年 9 月ごろまでの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

私は、昭和40年3月22日にA社に入社し、平成15年3月20日に定年退職した。

しかし、A社のB営業所に勤務していた申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立期間において、申立人がA社B営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、継続して勤務していることに間違いは無く、厚生年金保険料も継続して控除していたはずである。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社B営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、同社は、「各営業所の厚生年金保険関係の事務は、昭和45年3月までは本社で一括処理しており、同年4月から各営業所に当該事務を移管した際、事務手続の不備が生じてしまった。」と回答していることから、申立人の被保険者資格は、同年4月1日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

私は、高校卒業後の昭和44年3月28日にA社に入社し、48年8月21日に退職したが、同社B営業所で勤務していた申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び同僚の証言から判断すると、申立期間において、申立人がA社B営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、正社員であり、継続して勤務していることに間違いは無く、厚生年金保険料も継続して控除していたはずである。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社B営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、同社は、「各営業所の厚生年金保険関係の事務は、昭和45年3月までは本社で一括処理しており、同年4月から各営業所に当該事務を移管した際、事務手続の不備が生じてしまった。」と回答していることから、申立人の被保険者資格は、同年4月1日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険

事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年12月10日に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額（3万円）であったと認められることから当該期間に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和39年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月10日

私は、平成16年12月10日にA社から3万円の賞与が支給されたが、社会保険事務所（当時）の記録では30万円とされているため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年12月10日に係る標準賞与額は3万円であることから記録の訂正を求めているところ、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人の当該期間に係る賞与額は30万円として届出されていることが確認できる上、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書によると、申立人の当該期間の標準賞与額は30万円となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

しかし、申立人から提出された賞与明細書によると、当該期間の賞与支給額は3万円であり、当該賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該事業主は、申立人に支給した賞与額は3万円であったが、社会保険事務所に対して本来、3万円として届出すべきところ、30万円として誤った届出を行ってしまった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成16年12月10日に係る標準賞与額は3万円であることが認められることから、当該記録を3万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成6年10月については13万4,000円に、9年8月から10年9月までの期間については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年10月及び9年8月から10年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月25日から12年9月7日まで
平成6年8月から12年9月まで勤務したA社における厚生年金保険加入期間の標準報酬月額について照会したところ、給料の額とは相違していることが分かった。給料に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成6年10月については13万4,000円、9年8月から10年9月までの期間については15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定

通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額（平成6年10月については11万8,000円、9年8月から10年9月までの期間は14万2,000円）に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることが認められる。

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年10月及び9年8月から10年9月までの期間の保険料について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年8月、同年9月、同年11月から9年7月までの期間及び10年10月から12年8月までの期間については、上記給料支払明細書により、当該期間の保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致又はそれ以下であることが確認できる。

また、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から同年8月1日まで
厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和28年7月1日にA社C支店で資格喪失、同年8月1日に同社B支店で資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

支店間の異動であり、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員原簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和28年7月1日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年8月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

船舶Aの船舶所有者は、申立人が昭和30年5月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年7月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月4日から30年7月25日まで
② 昭和31年11月17日から32年1月7日まで

昭和29年12月4日から30年7月25日まで乗船した船舶A（船舶所有者は、B事業所）の船員保険加入期間について照会したところ、加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

また、昭和31年11月17日から32年4月11日まで乗船した船舶C（船舶所有者は、D氏）の船員保険加入期間について照会したところ、同年1月8日資格取得となっており、申立期間②については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

船員手帳には、雇入れと雇止めの記載があるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言及び申立人の所持する船員手帳により、当該期間について、申立人が船舶Aに船員として雇用されていたことが確認できるところ、当該船舶の船員保険被保険者名簿において、申立人と氏名が同じで、生年月日が異なる者が、船員保険被保険者資格を昭和30年5月1日に取得し、同年7月29日に喪失した旨の記録が確認できる。

当該被保険者資格記録については、申立人と生年月日が相違するものの、

船員手帳に記載された雇止年月日と、当該被保険者資格の喪失日がほぼ一致することから、申立人に係る被保険者資格記録であると認めることが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人が船舶Aにおいて、船員保険の被保険者資格を昭和30年5月1日に取得し、同年7月29日に喪失した旨の届出を、船舶所有者が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和29年12月4日から30年5月1日までの期間については、上記船員手帳により、申立人が29年12月4日から船舶Aに雇用されていたことは確認できるものの、船舶Aの船員保険被保険者名簿において被保険者となっていることが確認できる同僚のうち、所在が確認できた同僚10人に照会し、6人から申立人を知っているとの回答を得たが、申立人の給与から当該期間の船員保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、当該船舶の所有者は、当時の船員名簿等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、上記船員手帳により、当該期間について、申立人が船舶Cに船員として雇用されていたことが確認できる。

しかし、船舶Cの船員保険被保険者名簿において被保険者となっていることが確認できる同僚のうち、所在が確認できた同僚6人に照会し、2人から申立人を知っているとの回答を得たが、申立人の給与から当該期間の船員保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立てに係る船舶所有者は、現在は廃業しており、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①のうち、昭和29年12月4日から30年5月1日までの期間及び申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月31日から同年4月1日まで
② 平成6年4月1日から同年6月1日まで

私は、平成6年2月1日から同年3月31日までB事業所に勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該事業所での資格喪失日が同年3月31日となっていることが分かった。

当該事業所には平成6年3月31日まで勤務しているので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

また、平成6年4月1日から同年5月31日まで、A事業所に勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間は厚生年金保険に未加入となっていた。

平成6年4月1日から同年6月1日までの期間を厚生年金保険被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A事業所から提出された申立人の採用に係る起案書及び名簿から、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、前述の名簿によれば、申立人は当該事業所においてC部署に所属しており、申立人の前任者、後任者及び同僚は厚生年金保険に加入してい

る。

さらに、申立人の前任者は、被保険者期間が2か月と短期間であるが、厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の雇入れに係る起案書に記載された給与額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間②における健康保険厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、B事業所から提出された申立人の人事記録から、申立人は、同事業所に平成6年2月1日に研修のため雇い入れられ、同年3月30日に退職したことが確認できる。

また、B事業所に研修のため雇い入れられた者の勤務状況について照会したところ、同事業所は、「研修のため雇い入れられた者が年度末で退職する場合は、通常、年度の末日である3月31日までは在籍せず、その前日の3月30日を退職日とするのが一般的である。」としている。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、平成18年1月及び同年2月については38万円、同年3月については36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月1日から同年10月21日まで
② 平成18年1月23日から同年4月27日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和60年4月から同年9月までの給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と年金記録上の標準報酬月額とが相違している。給料明細書があるので、年金記録を訂正してほしい。

また、B社に勤務していた期間のうち、平成18年1月から同年3月までの給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と年金記録上の標準報酬月額とが相違している。給料明細書があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のA社における標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のB社における標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年1月及び同年2月は38万円、同年3月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、申立人に係る報酬月額が27万円、標準報酬月額が28万円と記載されていることから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が主張する昭和 35 年 11 月 17 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36 年 5 月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間①について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 17 日から 36 年 5 月 31 日まで
② 昭和 38 年 5 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 11 月から 36 年 5 月まで、A 社に勤務し、38 年 5 月から 39 年 3 月まで、B 社に勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、それぞれの期間が未加入となっていることが分かった。A 社及び B 社に勤務したことは事実なので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 35 年 11 月から 36 年 5 月まで、A 社に勤務していたと主張しているところ、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が異なる者が、厚生年金保険被保険者資格を 35 年 11 月 17 日に取得し、36 年 5 月 31 日に喪失した旨の記録が確認できる。

当該被保険者資格記録については、i) 申立人の主張する事業所名称及び事業所所在地が一致すること、ii) 生年月日が 1 年相違するものの、月日が一致しており、当該生年月日で申立人と同姓同名の被保険者がほかに確認できないこと、iii) 加入期間は、申立人が勤務したとしている期間とほぼ一致することから、申立人に係る被保険者資格記録であると認めるこ

とが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和35年11月17日に取得し、36年5月31日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、B社で、当該期間、厚生年金保険の被保険者であった9名に照会したところ、5名から回答があり、そのうち1名が「申立人のことを知っている。」と回答していることから、申立人が申立期間において同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、上記5名全員が、「当該事業所には、20名から35名の従業員が在籍していた。」としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間②に厚生年金保険の被保険者であった者は9名から10名で推移していることが確認でき、当該事業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の代表取締役も死亡しているため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 15 日から同年 7 月 29 日まで
② 昭和 46 年 8 月 17 日から 48 年 5 月 1 日まで

自己都合で会社を退職したが、当時は実家で親と同居していたため、経済的に困っているということは無かった。

退職する時に脱退手当金の説明を受けたことは無く、支給された記憶も無いため、支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

異なる記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②はそれぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消が行われていない。

また、申立期間の最終事業所である A 社での厚生年金保険の加入期間は 21 か月であり、それのみでは脱退手当金の支給要件である 24 か月に満たない上、当該事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後各 10 ページに記載されている被保険者で、申立人の資格喪失日の前後 2 年間に資格を喪失し、かつ、3 か月以内に再取得していない支給要件を満たす女性 50 名のうち、脱退手当金の支給記録があるのは申立人を除くと 2 名のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、昭和39年7月1日から40年5月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、39年7月から同年9月までの期間を3万円、同年10月から同年12月までの期間を3万3,000円、40年1月から同年4月までの期間を3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和38年10月1日から40年5月1日まで

日本年金機構から送られてきた「ねんきん定期便」を確認したところ、私がA社（現在は、B社）C支店に勤務していた期間のうち、昭和37年10月の標準報酬月額だけその前月と比較すると減額されている。

また、昭和38年10月についても、前月と比較すると大幅に減額されている上、40年5月までの間に昇給もしていたはずなのに標準報酬月額は1年半以上も据え置かれたままになっている。

どちらの期間も仕事上給料が減額されるようなことは無かったと記憶しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間②のうち、昭和39年7月1日から40年5月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、2万6,000円と記録されているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間に係る標準報酬月額は、39年7月に3万円、同年10月に3万3,000円、40年1月に3万9,000円（ただし、昭和40年1月から同年4月までの厚生年金保険の最高等級は3万6,000円）に改定されていることが確認できる。

さらに、同僚の標準報酬月額についても、オンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が相違している者が 17 人確認できることから、社会保険事務所（当時）において事務処理に誤りがあったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 39 年 7 月から同年 9 月までは 3 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 3 万 3,000 円、40 年 1 月から同年 4 月までは 3 万 6,000 円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録と上記被保険者名簿の記録は一致している。

また、当該事業所のオンライン記録によると、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和 38 年 10 月の標準報酬月額については、同事業所において減額され改定している者が多数見受けられる上、当該記録には遡及して訂正されているなどの不自然さ^{そきゅう}はうかがえない。

さらに、B 社は、当時の資料については廃棄したとしており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①、及び申立期間②のうち昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1195（事案 245 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで

私が申立期間に A 町役場に国民年金保険料を納付していたことは、間違いない。

集落の役員から加入勧奨を受けて、昭和 35 年 12 月ごろに役場で黄土色の年金手帳をもらい、保険料を納付した。また、当時納付した国民年金保険料額は、何百円かであったと思う。手帳は持っていないが、未納となっていることに納得できないので、記録をしっかりと確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、再申立てであり、当委員会では、申立人及び当時の申立人の夫に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料納付通知書が発行されることが無いこと、及び昭和 58 年 9 月以降 60 歳到達月の前月までの間、昭和 62 年 6 月の 1 か月を除いて 197 か月の国民年金の未加入期間があることなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないと決定し、申立人に対し、平成 20 年 7 月 11 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな主張として、おおむね三つの点について申し立てしているところ、一点目は、加入手続について、A 町から加入するように連絡があり、集落の役員の勧奨もあったことから、申立人本人が昭和 35 年 12 月ごろに加入手続をし、国民年金手帳をもらったとしているが、A 町役場に照会した結果、当時、同役場の職員が集落で説明会を開催していることから、申立人が主張するように同年 12 月に加入手続を行うことに不自然さは無いものの、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、A 町で国

民年金手帳記号番号が初めて払い出された時期は 36 年 7 月 25 日であり、申立人の主張する時期（昭和 35 年 12 月ごろ）とは相違している。

また、二点目として、申立人は、国民年金保険料について、「そんなに高くなく何百円だと思う。」としているが、申立期間中の国民年金保険料は月額 100 円であり、A 町では毎月納付であった。当時の申立人の夫は、申立期間 25 か月のうち昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 37 年 4 月から 38 年 4 月までの期間（合計 20 か月）は厚生年金保険に加入していることから、申立人が国民年金に加入していた場合、自らの保険料（100 円）のみを納付していた期間が大半と推測される。

さらに、当時の申立人の夫は、申立期間のうち上記 20 か月を除く昭和 36 年 11 月から 37 年 3 月までの期間はどの年金制度にも加入していないことから、この期間についても、申立人は自らの保険料のみを納付していたものと推測される。

これらの事情を踏まえると、申立期間に納付していた国民年金保険料は申立人の主張する何百円にはならない。

三点目は、申立期間当時の国民年金手帳の表紙は黄土色としていることであるが、当時の表紙の色は海老茶色で、申立人の主張とは異なる色である。

そのほか、申立人が国民年金制度に加入したとする昭和 35 年 12 月を含む同年 10 月から 36 年 12 月までの期間について、A 町において払い出された国民年金手帳記号番号及び氏名を国民年金手帳記号番号払出簿で確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

したがって、申立人のいずれの主張にも、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から平成3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から平成3年12月まで

私は、昭和51年6月1日から60年3月1日までの期間、A市の国民健康保険に加入し、申立期間については、B国民健康保険組合に加入し、国民年金には継続して加入していたはずである。

国民年金保険料は毎月、妻が金融機関に納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄によると、昭和60年3月2日に国民年金の任意加入の被保険者資格を喪失したとする日付印が確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）、及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、申立人は同年3月2日に任意加入の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となるため、国民年金保険料の納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、申立人の妻が毎月、金融機関に納付していたとしているが、金融機関において保険料を納付していたにもかかわらず、長期間（82か月）にわたり納付記録が欠落しているとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年9月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料並びに60年10月から61年6月までの期間、同年10月から平成元年3月までの期間及び同年5月から3年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から60年9月まで
② 昭和60年10月から61年6月まで
③ 昭和61年7月から同年9月まで
④ 昭和61年10月から平成元年3月まで
⑤ 平成元年5月から3年3月まで

申立期間について、送られてきた納付書により付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していた。

年金手帳には付加年金加入と記載されていながら、申立期間①及び③の保険料が付加保険料を含めて未納とされ、申立期間②、④及び⑤の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人の、昭和59年度の国民年金被保険者台帳、A市の国民年金被保険者名簿、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）は一致し、また、60年度から平成2年度までのオンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）は一致しており、申立期間①及び③の付加保険料を含む保険料並びに申立期間②、④及び⑤の付加保険料が納付されたとする記録は見当たらない。

申立期間①及び③について、申立人は、保険料を毎月納付したと主張するが、A市が「3か月納付方式」から「毎月納付方式」に切り替えたのは

昭和 61 年 4 月からであり、申立期間①については 3 か月ごとの納付である。

また、申立人は、保険料は夫婦別々に納付し申立人の元夫の分と一緒に納付したことは無いと主張するが、申立期間①以前の納付日は同居していた元夫とほとんどが同日であることが確認できる上、申立期間①及び③は元夫も未納となっている。

さらに、申立人は、保険料はほぼ納期限内に納付したと主張するが、オンライン記録によれば、申立期間②、④及び⑤の保険料納付状況は通算 6 年間にわたり納期限を過ぎて過年度保険料納付書により納付していることが確認でき申立人の主張と一致しない。

加えて、申立期間②、④及び⑤について、申立人は、付加保険料を納付したと主張するが、付加保険料は国民年金法第 87 条の 2 第 4 項により、納期限までに納付しなければ、納期限後には納付できないとされており、当該期間の保険料納付状況は過年度納付であったことがオンライン記録により確認できることから、当該期間の付加保険料は納付できなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間①及び③の付加保険料を含む保険料並びに申立期間②、④及び⑤の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び③の付加保険料を含む保険料並びに申立期間②、④及び⑤の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③の付加保険料を含む保険料並びに申立期間②、④及び⑤の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年10月まで

私は、夫の転勤に伴い昭和42年1月にA市に転入し、47年12月にB市（現在は、A市）に転居した。夫が、同年7月ごろに、A市のC支所で私の国民年金の加入手続きをしてくれ、当初は同支所窓口で、途中からは銀行の口座振替により国民年金保険料を納付したと記憶しているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

また、私の所持している年金手帳には、現在の基礎年金番号に加えて、二重線で訂正された別の番号が記載されており、この番号の納付記録も私のものではないかと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びB市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月27日に払い出され、同年11月21日に国民年金に任意加入したことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の記録欄にも、「はじめて被保険者となった日」として、「昭和50年11月21日」と記載されていることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳の国民年金欄の番号欄に自身の基礎年金番号とともに記載されている別の番号（二重線で取り消され、B市長の訂正印が押されている。）に係る記録も自身の記録ではないかと主張している。しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿等の記録から、当該番号は、申立人とは別の被保険者に対して昭和48年1月19日に別の市町村で払い出されている上、申立人の主張とは異なる納付記録であるこ

とが確認できることから、当該番号を自身の番号ではないかとする申立人の主張は認め難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から52年3月までの期間、56年4月から57年3月までの期間及び58年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から52年3月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで
③ 昭和58年8月から60年3月まで

私は、昭和54年ごろ、自宅に来たA市役所職員と名乗る人に国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付するよう勧められ、後日、自宅でその職員に45年7月から52年3月までの保険料をまとめて納付した。

また、A市からB市（現在は、A市）に引っ越した後の昭和56年4月から57年3月までの保険料、及び厚生年金保険から国民年金に切り替えた後の58年8月から60年3月までの保険料は、納付書により銀行窓口で納付していたと記憶している。

これらの申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、「昭和54年ごろ、自宅に来たA市役所職員と名乗る人にさかのぼって納付するよう勧められ、後日、自宅でその職員にまとめて納付した。」と主張するが、申立人は昭和45年1月9日に国民年金に任意加入したことが確認でき、制度上、任意加入期間の未納保険料を特例納付することはできないことから、当該期間の保険料をまとめて納付することはできなかったものと考えられる。

なお、申立人が申立期間①の国民年金保険料としてまとめて納付したと記憶している金額（2枚の領収書で計12万円ぐらい）は、当該期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の保険料額や申立期間①の現年度保険料額とは符合していない上、A市では、特例納付や過年度納付の保険料

を市役所職員が戸別に訪問して直接収納することは無かったと回答している。

また、申立人は、昭和 56 年 4 月に A 市から B 市に引っ越した後の申立期間②、及び厚生年金保険から国民年金に切り替えた後の申立期間③について、いずれかの銀行において、その都度、納付していたと主張するところ、B 市の国民年金被保険者名簿、及び 60 年 3 月に転出した先の C 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）のいずれも、当該期間の保険料は未納の記録となっており、金融機関を通じて納付したとする計 32 か月に及ぶ当該期間の保険料の納付記録がすべて失われたとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が各申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、20歳になったときに国民年金に加入し、昭和47年10月に結婚した後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたの
で、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月21日にA市で払い出されており、同年11月29日に、40年3月分から48年3月分までの国民年金保険料が第2回特例納付（納付可能期間は昭和36年4月から48年3月まで）により納付されていることが、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）により確認できるが、その時点では、申立期間のうち同年4月から同年9月までの期間は、時効により納付できない上、特例納付の納付可能期間にもなっていない。

また、申立期間以前の国民年金保険料は特例納付されているのに、申立人は、昭和40年3月に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しており、当時の保険料の納付に関する記憶が曖昧であるところ、申立人の妻が作成していた家計簿の50年4月から53年12月までのページをみると、その間に国民年金又は年金として記載された金額は、申立人とその妻のオンライン記録と合致しており、申立期間の保険料だけ記載が無い。このことについて申立人は、申立期間の保険料をどのように納付したのか、それがなぜ、家計簿に記載されていないかについては説明できないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月

私は、退職後直ちにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

その際、現在所持している国民年金手帳とは別に、領収書がホチキスで留められた国民年金手帳を受け取った。

その国民年金手帳は紛失してしまったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後直ちにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して、申立期間に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

国民年金の被保険者資格を取得して以来、継続して国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料を納付しないという理由が見当たらない。

申立期間の国民年金保険料は、自分で A 市役所 B 支所（当時）の窓口か C 銀行 D 支店にて、市役所から送付された納付書に現金を添えて納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市（現在は、E 市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は昭和 60 年 4 月 9 日に任意加入の被保険者資格を喪失していることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳にも、昭和 60 年 4 月 9 日に任意加入の被保険者資格を喪失したことが記載されており、上記名簿の記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から40年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月から40年5月まで
昭和36年5月に結婚し、A町（現在は、B市）に転居した後に国民年金に加入した。
国民年金に加入しなければ年老いてから年金をもらえないと思い、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年7月14日に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）、及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は昭和40年6月20日に任意加入により新規で被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 57 年 7 月に A 市で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと記憶しているが、加入してから B 町に移り住む 61 年 3 月までの期間が未納とされている。この間は厚生年金保険に加入したこともあったが、そのことに気が付かないまま、夫の保険料と一緒に私の保険料も納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に居住していたときに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の記号は、申立期間当時、A 市ではなく、B 町を管轄していた C 社会保険事務所（当時）の払出しに係る記号である上、申立人の国民年金手帳記号番号の 4 番前の被保険者及び直後の被保険者は昭和 61 年 2 月及び同年 3 月に 20 歳で国民年金被保険者資格を取得していることから、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が B 町に転居した同年 3 月 25 日以降に行われたものと推認できる。したがって、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市において申立人の夫の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、夫の保険料も昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月までの期間は未納である上、夫の国民年金への加入手続は 60 年 10 月ごろにされていることから、申立期間のほとんどの期間について、申立人と夫の

各保険料を一緒に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち昭和 59 年 11 月から 61 年 2 月までの期間は、申立人は厚生年金保険被保険者であることから、国民年金保険料が納付されたとは考え難い上、オンライン記録によれば、申立人の資格取得日は平成 13 年 8 月になって昭和 58 年 3 月から 57 年 7 月に変更されたことが確認できることから、それ以前は同年 7 月から 58 年 2 月までの期間は未加入期間として扱われていたことになる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月24日から43年1月21日まで
私は、昭和38年2月8日から43年2月21日までA社B工場に勤務したが、社会保険事務所（当時）の回答では、40年3月24日から43年1月21日までの期間が厚生年金保険に未加入となっている。間違いなく継続して勤務していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者記録とオンライン記録は一致しているとともに、当該事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録によると、被保険者資格の取得日は昭和43年1月21日、離職日は同年2月20日であることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所に継続して勤務していたとしているところ、オンライン記録によると、昭和42年4月27日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、申立期間のうち同年4月から同年12月までの9か月間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、事業主は連絡先不明のため、当時の申立人の勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 27 日から同年 5 月 20 日まで
② 昭和 36 年 10 月 14 日から 37 年 3 月 1 日まで

船員手帳に記載されているとおり、私は、A氏所有の船舶Bに昭和36年3月27日から同年9月25日まで乗船、また、C氏所有の船舶Dに同年10月14日から38年5月27日まで乗船し、両船の甲板員として従事したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、船員保険の加入記録はそれぞれ36年5月20日から同年9月30日までと37年3月1日から38年5月30日までとなっているとの回答を得た。

しかし、乗船期間中の船員保険料は給料から控除されていたので、申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立期間①については船舶B、申立期間②については船舶Dにそれぞれ甲板員として雇用されていたことが確認できる。

しかし、船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は一致するものではなく、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっていなかった。

申立期間①について、申立人が船舶Bに申立期間①当時一緒に乗船したとする同僚6人のうち4人は、申立人と一緒に船舶Bに乗船したことはあるが、申立人の乗船期間までは覚えていない旨証言している。

また、申立期間①に係る船舶所有者A氏の船員保険被保険者名簿によると、船舶Bの乗船者として資格取得日が申立人と同日である者は2人、資

格喪失日が申立人と同日である者は6人確認できる上、そのうちの1人は、取得日、喪失日も申立人と同日となっていることが確認できるほか、申立期間①に当該船舶乗船者として新規に船員保険被保険者資格を取得した者は見当たらない。

さらに、船舶Bの船舶所有者は既に他界しており、申立期間①当時の船員保険加入状況等を確認することができない。

申立期間②について、申立てに係る船舶所有者C氏に船員保険が適用されたのは昭和37年3月1日であり、申立期間②は船員保険適用の船舶所有者ではなかった。

また、当該船舶所有者は、申立期間②当時のことは資料が無いためよく覚えていないと証言している。

さらに、申立人が所持する船員手帳では、申立期間②の船舶所有者はC氏と記載されているところ、同手帳記載の雇入期間内に船舶所有者E氏（現在は、F社）において申立期間②を除く申立人の船員保険加入記録が認められ、申立人と一緒に当該船舶に乗船したとする複数の同僚についても同様であることが確認できることから、F社に照会したが、同社では、船舶所有者C氏及びE氏（C氏の父）の書類を引き継いだものの、申立期間②当時の船員保険関係書類は保存していないほか、船舶所有者C氏及びE氏の船員保険事務を代行していたとする関係団体にも当時の船員保険関係書類は保存されていないため、申立期間②における申立人の船員保険加入状況について確認することができない。

加えて、申立人が記憶している同僚を含む5人の同僚は、申立人と一緒に船舶Dに乗船したことはあるが、申立人の乗船期間までは覚えていない旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 11 月 30 日まで
私は、A社に昭和 60 年 1 月から 61 年 11 月まで勤務した。申立期間当時の給与支給額は、11 万円から 12 万 5,000 円であったが、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が 60 年 2 月から 61 年 9 月までは 8 万 6,000 円、同年 10 月は 9 万 2,000 円となっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された申立期間の給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）の記録上の標準報酬月額は、申立期間のすべてにおいて一致していることが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、事業主も亡くなっていることなどから、関係資料等を確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月から 10 年 6 月まで
② 平成 10 年 7 月から 11 年 9 月まで
③ 平成 12 年 9 月から 13 年 4 月まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は 50 万円、C 社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額は 50 万円、及び申立期間③は 20 万円と記録されている。

各申立期間は、標準報酬月額 53 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間について、標準報酬月額 53 万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているところ、D 厚生年金基金から提出された「厚生年金基金加入員台帳」及び E 健康保険組合から提出された被保険者に係る「適用台帳（履歴）」によると、申立期間①及び②の標準報酬月額は 50 万円、申立期間③は 20 万円と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B 社は、平成 12 年度以前の資料は廃棄していることから、申立期間①当時の状況は不明であるとしており、C 社は既に解散していることから厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、各申立期間に係る標準報酬月額の記録について、遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月から 42 年 10 月まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、社会保険事務所（当時）から、申立期間については加入事実が確認できないとの回答があった。給与明細等はないが、給与から社会保険料を引かれており、上司の証言もあるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間についてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 43 年 10 月 1 日であり、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない。

また、申立人が同じ時期に勤務したとして名前を挙げた同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した 19 名のうち住所が確認できる 10 名に照会したところ、9 名から回答があり 1 名から、「昭和 42 年 9 月ごろ、当時の事務長から厚生年金保険には入っていなかったと聞いた。」との証言を得ている。

加えて、当該事業所では、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については加入記録が無いとの回答があった。添付した人事記録のとおり、A事業所に臨時の職員として採用され、厚生年金保険には加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録により、申立人が、申立期間にA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所は、昭和 40 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間において、適用事業所であることが確認できない。

また、申立人が、A事業所の給与、社会保険等の事務を、B事業所が行っていたとしていることから、B事業所の適用状況についても調査したが、申立期間においてB事業所が、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

さらに、A事業所及びB事業所の後継事業所に照会したが、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月から同年 11 月中旬まで
② 昭和 32 年 5 月から同年 11 月中旬まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、社会保険事務所(当時)から加入記録が見当たらないとの回答があった。当時の日記から、A社管轄のB事業所及びC事業所でそれぞれ働いたのは間違いが無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社管轄の事業所で業務に従事したとしているものの、厚生年金保険の加入及び保険料の控除についての記憶が曖昧である。

また、申立人が氏名を挙げた複数の同僚について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、当該複数の同僚の氏名を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、各申立期間の雇用形態について、「A社での採用ではなく、採用辞令をもらったことは無い。責任者が仕事を請け負って、責任者の世話で仕事をした。」と説明していることから、A社から業務を請け負った事業主に雇用されていたと考えられ、A社との間には直接的な雇用関係が無かったものと推認される。

加えて、申立人が雇用されていたと考えられる事業主について、申立人は、責任者の氏名、事業所名等を記憶しておらず、当該事業主に係る厚生年金保険の加入状況について調査することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 54 年 5 月から 57 年 3 月まで、A 県にあった B 社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は未加入であるとの回答であった。

申立期間において勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間当時、B 社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人が挙げた同僚 4 人のうち 2 人は姓だけのため特定することができず、氏名が分かるほかの 2 人についても、A 県内で名称に「B 社」を含む厚生年金保険の適用事業所 20 社を対象に検索したが、同一氏名の被保険者は見当たらず、当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることができない。

加えて、申立てに係る事業所の商業登記に係る記録も見当たらない上、申立人が挙げた事業主についても上記 20 社を対象に検索したが、同一氏名の被保険者は見当たらず、当時の当該事業所の状況を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 56 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 3 月から 57 年 8 月まで、A社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入期間は 56 年 10 月 1 日から 57 年 9 月 1 日までであり、申立期間は未加入であるとの回答であった。

申立期間においても勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 56 年 10 月 1 日で、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致しており、申立人と同時期に当該事業所において勤務している同僚 19 人の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日も一致していることから、当該事業所では雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させる取扱いであったと推認される。

また、申立人は、「A社の代表取締役が辞任し、その後に代表取締役となった方に誘われて入社した。」と述べており、商業登記簿によれば、申立人が述べている代表取締役が就任したのは昭和 55 年 5 月 30 日であることから、申立人の当該事業所への入社は同日以降であると考えられる。

さらに、申立人は同僚 4 人を挙げ、「皆、私が入社する前からA社で働いていた。」と述べていることから、厚生年金保険の被保険者資格の取得時期について確認したところ、この同僚 4 人のうち 2 人については昭和 53 年 4 月に被保険者資格を取得しているが、他の 2 人については 56 年 3 月及び同年 11 月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月15日から29年11月30日まで
私は、昭和28年3月15日から29年11月30日まで、A事業所に勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、この期間が未加入期間となっていることが分かった。A事業所に勤務していたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A事業所において厚生年金保険の被保険者であった11名に照会したところ、9名から回答があり、そのうち1名が、「申立人は、昭和28年4月ごろからA事業所に勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年11月1日であったことが確認でき、同日より前の期間について当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、上記複数の同僚は、「A事業所においては従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と述べている上、当時、社会保険の事務を担当していた者は、「厚生年金保険には内勤事務の人だけを加入させていた。」と証言している。

さらに、A事業所の上部組織に照会したが、申立人が当該事業所において職員として勤務していた記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 27 日から 63 年 6 月 26 日まで
私は、高校を卒業後、A社に採用され、昭和 62 年 3 月 27 日から 63 年 6 月 25 日まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間は未加入となっていた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間に申立人が当該事業所に在籍していたとしていたとともに、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所の給与計算担当者によれば、申立期間当時、現場で勤務する日給月給制の従業員については、B国民健康保険組合と雇用保険にのみ加入させていたとしており、厚生年金保険に加入させたのは申立期間後の平成元年5月1日からで、同日より前は給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、申立人が当該事業所に同時期に入社し、申立人と同様の業務に就いていたとして挙げている2名は、雇用保険の資格取得日が申立人と同じ昭和62年3月27日となっているが、厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは平成元年5月1日となっており、前述の給与計算担当者の証言と一致する。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 9 月 21 日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険記号番号は4期間（4社）とも同一番号で管理されており、脱退手当金の計算の基となる期間に漏れは無く、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。